

平成 30 年 4 月 24 日

外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分を行いました

経済産業省は、朱 柏橋^{ジュ バイチャオ}による外国為替及び外国貿易法違反事件に関し、同法第53条第1項に基づき、朱 柏橋に対し、輸出禁止3か月の行政処分を行いました。

1. 行政処分について

朱 柏橋に対し、次の輸出禁止の行政処分を行いました。

輸出禁止対象貨物：全貨物

輸出禁止対象地域：全地域

輸出禁止期間：平成 30 年 4 月 27 日から平成 30 年 7 月 26 日まで
(3 か月間)

2. 事件の概要

朱 柏橋は、平成 28 年から平成 29 年にかけて、外国為替及び外国貿易法の規制品目(輸出貿易管理令別表第 1 の 10 の項)に該当する航空機搭載用赤外線カメラ等を、経済産業大臣の許可を受けることなく、香港を経由し中華人民共和国へ輸出しました。

(参考 1)

朱 柏橋

国籍：中華人民共和国

住所：東京都足立区

(参考 2)

朱 柏橋の外国為替及び外国貿易法違反事件に関しては、平成 30 年 2 月に略式命令による有罪(罰金 100 万円)が確定している。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課長 黒田

担当者：笠間、高見

電話：03-3501-1511(3271~3274)

03-3501-2800(直通)

03-3501-0996(FAX)